

## 令和5年10月 川棚町議会臨時会会議録

令和5年10月25日 水曜日（午前10時開議）

## 出席議員（14人）

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
税 務 課 長	田 崎 真 子
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	小 中 尾 寿 隆
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔
行 政 係 長	井 原 和

## 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第39号 工事請負契約の締結

(町道馬場線改良工事【1工区(その1)】)

( 1 0 : 0 0 )

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和5年10月川棚町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議に移ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、堀池浩議員及び田口一信議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

議 長 次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配付をしております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配付のとおりであります。

### 日程第3 議案第39号

議 長 次に、日程第3、議案第39号「工事請負契約の締結（町道馬

場線改良工事【1工区（その1）】）」を議題といたします。ここで地方自治法第117条の規定によって、毛利喜信議員の退場を求めます。

（毛利喜信議員 退場）

**議 長** それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。本日ここに令和5年10月川棚町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

本日の臨時会は、地方自治法第102条第3項の規定により招集したところであります。本日の臨時議会での行政からの提出議案ですが、工事請負契約の締結1件でございます。

それでは、提案理由につきまして説明させていただきます。議案第39号「工事請負契約の締結（町道馬場線改良工事【1工区（その1）】）」について提案理由をご説明いたします。

現在、事業を進めております町道馬場線の道路改良工事におきまして、「町道馬場線道路改良工事【1工区（その1）】」の指名競争入札について11者を指名し、10月10日に実施したところ、6者が入札に応札した結果、長崎県東彼杵郡川棚町百津郷42番地5、株式会社 毛利組、代表取締役毛利喜信が6,444万9,000円で落札決定いたしましたので、10月13日に仮契約を締結いたしました。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当しますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事の概要につきましては、建設課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** それでは、私のほうから工事の内容について説明をいたします。議案の次のページ、参考資料をお開きください。

工期です。契約日の翌日から令和6年3月15日までとしております。

工事場所です。長崎県東彼杵郡川棚町白石郷地内です。

工事の概要であります。参考資料のほうには記載しておりませんが、本工事は地方創生道整備推進交付金を活用した事業となっております。本事業を活用して、現在、基幹農道整備事業川棚西部地区を長崎県が進めており、この基幹農道に関連する道路整備として、町道路線となります新谷地区の町道新谷三反間線、中組地区の町道野口線、そして本工事であります東白石地区から西白石地区を通過しております町道馬場線の3路線を、現在整備をしております。

また、町道馬場線の工事は道路延長853mの区間中、3工区に分けて道路拡幅工事を行うこととしており、既に昨年度から2工区となります区間の工事を進めております。本工事はその3工区内の区間であります1工区の契約についてのものとなります。それでは、工事の概要のほうについて説明をいたします。

1. 工事延長。

L = 72メートル。

2. 道路土工。

n = 1式。

3. 舗装工。

車道舗装、A = 452.6平米。

歩道舗装、A = 34.5平米。

取付舗装、A = 258.3平米。

4. 法面工。

防草コンクリート、A = 332.1平米。

5. 擁壁工。

場所打擁壁工、V = 25立米。

6. 補強土壁擁壁

壁面工（テールアルメ）、n = 1式。

ガードレール基礎、L = 28.6メートル。

補強土盛土、V = 273.2立米。

7. 石・ブロック積工。

コンクリートブロック、A = 114.7平米。

8. 排水構造物工。

落蓋式側溝（400×500）、L＝64メートル。

落蓋式側溝（400×400）、L＝31.5メートル。

集水柵各種、n＝7基。

9. 縁石工。

縁石各種、L＝18.9メートル。

10. 防護柵工。

転落防止柵、L＝6.7メートル。

ガードレール各種、L＝101.8メートル。

ガードパイプ、L＝3.1メートル。

ボラード、n＝4基。

視線誘導標、n＝7基。

11. 区画線工。

実線（W＝15センチ）、L＝208.5メートル。

実線（W＝45センチ）、L＝2.8メートル。

12. 撤去工。

n＝1式。

13. 移設工。

道路照明移設、n＝1式。

信号機移設、n＝1式。

標識移設、n＝2基。

続きまして、次のページA3版三つ折り図面をお開きください。

この図面は工事箇所の計画平面図、横断図、構造図等を記載しております。図面左上は計画平面図であります。国道205号線白石郷のS字カーブにあります町道馬場線との交差点付近の計画平面図となります。平面図内には赤色と黄色で色分けをして着色しておりますが、これは構造物の位置を示しております。その構造物の形状は図面左下の横断図に示しております。黄色で着色しているものが、一般的な構造となりますブロック積の横断図となります。赤色で着色しているものが、テールアルメ工法と呼ばれるコンクリート板が積み重なってできた直壁型の土留め壁となります。このテールアルメ工法は構造に特徴がありますので、図面右上に正面展開図とその施工例の写真を添付しております。図面として赤線で記載しておりますのが、テ

ルアルメ工法による正面展開図であります。延長は約28メートルとなります。テールアルメ工法に使用する一枚のコンクリート板の大きさは、縦横約1.5メートルで厚みが14センチとなっており、そのパネルが4枚ほど垂直に積み重なって壁となっておりますが、コンクリート板が直壁として14センチの厚みの上に積み重なるだけでは、土圧ですぐ倒れてしまいます。そのためコンクリート板を支えて倒れないようにする働きをしているのが写真にあります等間隔で並んだ帯状の鋼材でストリップ材と呼ばれるものであります。そのストリップ材を敷設して土で挟み込むことで、土とストリップ材が摩擦を生じさせ、コンクリート板が土圧により倒れないように支える構造となっております。図面下側の写真をご確認ください。

現況写真と完成イメージとなります。現況写真は上の写真が国道側から撮影したものであり、下の写真が町道馬場線のほうから国道側を撮影したものとなっております。右下側の写真は完成イメージであります。現況写真に完成後の道路の形態を作図して着色をしております。着色の黄色と赤色が先ほど説明いたしましたブロック積とテールアルメ工法による構造物の設置位置とその形状となっております。赤色のテールアルメ工法の完成イメージが直壁でできた壁になっていることがおわかりになると思います。また、このテールアルメ工法により造られる道路は、町道馬場線から市民農園へとつながる農道となっております。この農道については今回の工事に伴いまして、補償工事として造り替えるものであります。ここまでが工事概要及び図面の説明となります。最終ページをご覧ください。

入札結果の一覧であります。指名業者数は11者でありましたが、5者が入札辞退をされたため、6者による入札結果となっております。以上、説明とさせていただきます。

**議 長** これから、質疑を行います。堀田議員。

**1 番 堀 田** はい。1番堀田です。今度町道馬場線は、離合をスムーズにするための道路改良工事だと思っております。せっかく道路改良するならば、この道路の反対側にあります下内から上がってくる脇道があるんですけど、その脇道の改良工事っていうのは考えられなかったのですか。お尋ねします。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。堀田議員のほうからご質問にありました町道下内線のほ



うなのですが、確かにあそこも狭く国道にも少し出づらい状況になっております。ただ、今回は先ほども説明いたしましたように、地方創生道整備事業で行っている関係がございます。あくまでも基幹農道からつながっている路線の改良工事となります。下内線につきましては地元との要望等も受けまして、必要に応じまして今後検討はしていきたいと思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。田口議員。

**1 0 番 田 口** 今説明にあった農道部分について、補償工事って言われた部分の説明をちょっと聞き落としたので、どういう補償工事なのかっていうのをお聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建 設 課 長** 田口議員からのご質問であります農道の補償の関係なんです。今現在の町道馬場線から下の市民農園へ下っていく道路がございます。今回、先ほど堀田議員のほうからもありましたように今回離合ができるように道幅を拡幅する関係で、今の現状の農道の部分が通れなくなるというか、拡がることで通行ができなくなる、そのために工事によって新たに農道を付け替えて、下におりていくという補償の内容となっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。辻議員。

**6 番 辻** 6番辻です。お墓からおりてくるところに完成イメージから見るとガードレールがありますよね。これでは通れないんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建 設 課 長** すみません。辻議員からの今ガードレールのお話がありました。確かに墓側のほうからおりてくる坂道がございます。それはこのガードレールの手前っていうか、向こう側になります。このガードレールはあくまで法面と町道馬場線を境とするガードレールということで考えていただければと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建 設 課 長** 訂正させていただきます。あくまで完成イメージということでご判断していただければと思います。このガードレール自体、すみません今のガードレールが残っているものですから、写真の中に。これが無くなって

先ほど言ったように法面側のほうに替わってくると。決して上からおりてくるときに邪魔になるような構造にはなりません。

**議 長** ほかに質疑は。辻議員。

**6 番 辻** 6番、辻です。もともとのこの計画で考えますと、道幅を3メートル、3メートル拡げるだけの工事だと思うんですね。そしたら駐車場側のほうを拡げて、そんな大工事になるような工事にはならないんじゃないかと私は考えたんですけども。駐車場側を6メートルぐらいちょっと入り込めば、こんな大規模な工事は必要ないんじゃないかと考えますけど、いかがでしょうか。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** 確かに工事的には大きな工事となっておりますが、今言われました民地になる駐車場側になると思いますが、そちらをもし拡幅した場合、先ほど言ったお墓のところの道まで影響してくる可能性があります。それと延長上どうしてもそこまでは短いというところ、あと道路の線形等を考えまして、こちらの法面側を改良していくという形で設計をさせていただいております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

**5 番 炭谷** 5番、炭谷です。通常、国道を通過して佐世保方面へ行くっていった場合に、右折車があって、それでずっとあとが渋滞するっていうふうなことがあったっていうふうに思うんですけども、私もそういう場に出くわすことがあるんですが、この右折車線を国道を待機した横サイドを拡げていかないと交通緩和にもならないし、その入っていくほうにしても渋滞が続くっていうふうに思うし、そこら辺の改良の余地、国道だからなかなか難しい面もあるかと思いますが、そういったことは配慮はしてあったのかっていうことと、もう一つ、この馬場線のほうが、完成イメージではその法面の上から何メートルっていうのは、3メートル拡がっただけで、それがちょっと長さが長くなったっていう程度っていうふうに私理解しますけども、その二つのことについて経過等あれば、説明をお願いしたいと思います。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** 今、炭谷議員のほうから2点ご質問がありました。まず1点目、国道の部分につきましては、こちらのほう改良となりますと国道側20

5号線管理しております国交省の関係になってきます。あくまでも今回は町道馬場線のほうの改良でということで、今後の交通量等状況をみながら改良の必要性があると判断した場合には、また国交省等と協議させていただければと思っております。それと2問目の質問については、もう一回内容がすみません理解できなかったもので、もう一回お願いできないでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**5 番 炭 谷** このイメージ図だけではちょっとわかりにくいんですが、今のガードレールの左側が拡張される分というふうに理解してよろしいんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。建設課長。

**建 設 課 長** 拡張する側につきましては今言われましたように、今付いておりますガードレール側の左側、国道から見て左側のほうを拡幅していくということでご理解いただければと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**5 番 炭 谷** 一番目の再質問になるんですけども、このカーブを今馬場線のほうを上げたということですけども、そのほうに寄せれば先ほど一番目に言ったように、あそこで右折車を待機させて国道を通過するっていう、町道のほうに湾曲を上げれば、そういった道のあと一車線が一つ出来たんじゃないかっていうふうに、まあ素人考えですけども、その点についてはいかがでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建 設 課 長** 炭谷議員が今言われていらっしゃる国道側のほうに右折レーンの設置の可能性を言われていらっしゃるということだと思いますが、右折レーンの設置の場合、一定期間距離を必要とします。ですから、単純にこの交差点付近だけを上げて、右折レーンが設置できるだけの幅が十分ではないと考えております。実際右折レーンをすると、けっこうな長い距離30メートルとか、50メートルとか、遠くのほうからの右折レーンの誘導を持ってこないといけませんので、大幅な国道側のほうの改良工事が必要となってくるんじゃないかと考えておるところでございます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**1 3 番 小 谷** 綺麗になるのはいいことだと思うんですけども、ここは通学路になっているって思うんですけど、横断歩道の設置等は検討はされなかったんでしょうか。その点をお聞きします。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** 通学路と確かになっております。小串小学校に通っている子どもたち、場合によっては中学校に小串方面から行かれる子どもたちがこの歩道を通ってらっしゃいます。横断歩道の設置につきましては警察のほうの設置となってきます。道路改良が終わりました後、警察としては状況を見ながら必要に応じて設置については検討がなされるんじゃないかと考えておるところでございます。以上です。

**議 長** 小谷議員。

**1 3 番 小 谷** やっぱり、できれば工事するとき一緒にしたほうが経費的にも安く済むかと思うんですけども、同時についていうのはやっぱりできないものなんでしょうか。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** 今回、国道と町道とのほうの交差点改良に伴いましては、国道については国交省とのほうと、あと、こういう信号機とか横断歩道の関係につきましては警察のほう、県警本部のほうになってきますが、協議はさせていただいております。当然このような工事をするっていうのがわかった上でのことなんだろうと思いますが、警察のほうからは改良後、状況を見てから判断したいという内容を受けているところでございます。

**議 長** ほかに。辻議員。

**6 番 辻** 6番、辻です。この工事の中身ですが、交付金の活用っておっしゃられましたが、町の負担はどのくらいなのでしょう。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** すみません。こちらのほう交付金事業として進めるところでございますが申し訳ございません、ちょっと詳しい交付率という部分が今日はちょっと資料を持ってきておりませんでした。ちょっと一旦休憩させていただいたあとの回答とさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**議 長** 採決の前にどうしても必要ですか。必要ならここで休憩をいたします。ここでしばらく休憩をいたします。

( 1 0 : 2 6 )

(…休 憩…)

( 1 0 : 3 0 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。建設課長。

建設課長 それではすみません、先ほどのご質問についてお答えします。事業費に対しまして、50パーセントが交付金のほうの対象額となってきます。残り50パーセントにつきましては、起債を借り入れることとなりますが、その50パーセントに対しまして90パーセントまでが起債対象となっております。その90パーセント対しまして、そのうちの充当率がその50パーセントが充当されるという内容となっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

5 番 炭 谷 5番、炭谷です。もちろん、私がこの馬場線についてはかなり地域の人たちに事前説明はあっているというふうに思うんですけども、こういった要望があったのかっていうふうに、ちょっと私は考えるべきだとふうに思うんですけども、そこら辺の経過等あればお願いしたいと思います。

議 長 建設課長。

建設課長 はい。こちらのほうの交差点の改良関係につきましては、以前から地元のほうから改良要望があっておったところがございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号「工事請負契約の締結（町道馬場線改良工事【1工区（その1）】）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、これを可決することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「工事請負契約の締結（町道馬場線改良工事【1工区（その1）】）」は、可決されました。

(10:33)

**議** 長 ここで、毛利喜信議員の除斥を解きます。

(毛利喜信議員 入場)

**議** 長 ここで、お諮りをいたします。

本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきまして、議長に委任することに決定をいたしました。

これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和5年10月川棚町議会臨時会を閉会いたします。ご起立願います。どうもお疲れ様でした。

(10:34)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村 井 達 己

会議録署名議員 堀 池 浩

会議録署名議員 田 口 一 信